

令和3年度 第2回
全国健康保険協会岐阜支部評議会

令和4年度保険料率について (参考資料)

今後のシミュレーションを行う上での主な前提条件

【 協会けんぽの令和2年度決算（医療分）を足元とした、5年収支見通し＜令和3年9月試算＞の前提条件 】

◆ 令和3・4年度の見込みについて、直近の協会けんぽの実績を踏まえ、以下の2ケースを作成

- | | |
|------|--------------------------------|
| ケースⅠ | 協会けんぽの令和3年6月までの実績を基にしたケース |
| ケースⅡ | ケースⅠより被保険者数や標準報酬月額伸び率を厳しく見たケース |

◆ 令和4・6年度に実施予定の被用者保険の適用拡大の影響を試算に織り込んだ

◆ 健康保険法等の改正による後期高齢者支援金の減少等を試算に織り込んだ

被保険者数の前提条件

➤ 令和3・4年度の被保険者数の伸び率の前提

	令和3年度	令和4年度
ケースⅠ	0.9%	▲0.3%
ケースⅡ	0.0%	▲0.6%

➤ 令和5年度以降については、「日本の将来推計人口」（平成29年4月 国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位（死亡中位）を基礎に推計

今後のシミュレーションを行う上での主な前提条件

賃金上昇率の前提条件

➤ 令和3・4年度の賃金上昇率の前提

	令和3年度	令和4年度
ケースⅠ	▲ 0.4%	0.8%
ケースⅡ	▲ 0.7%	0.2%

➤ 令和5年度以降については、ケースごとに以下の前提をおいた

パターンA	0.8% (※1)
パターンB	0.4% (※2)
パターンC	0.0%

(※1) 平均標準報酬月額（年度累計）の増減率の
平成27年度～令和元年度の5年平均

(※2) 平均標準報酬月額（年度累計）の増減率の
平成23年度～令和2年度の10年平均

＜いずれも、平成28年4月の標準報酬月額
上限改定の影響（+0.5%）を除く＞

医療給付費の前提条件

➤ 令和3・4年度の加入者一人当たり伸び率の前提

	令和3年度	令和4年度
ケースⅠ、Ⅱ	4.6%	1.5%

➤ 令和5年度以降については、平成28年度～令和元年度の協会けんぽなどの医療費の伸びの平均（実績）を使用し、以下の前提を置いた（平成28年度は高額薬剤の影響を除外）

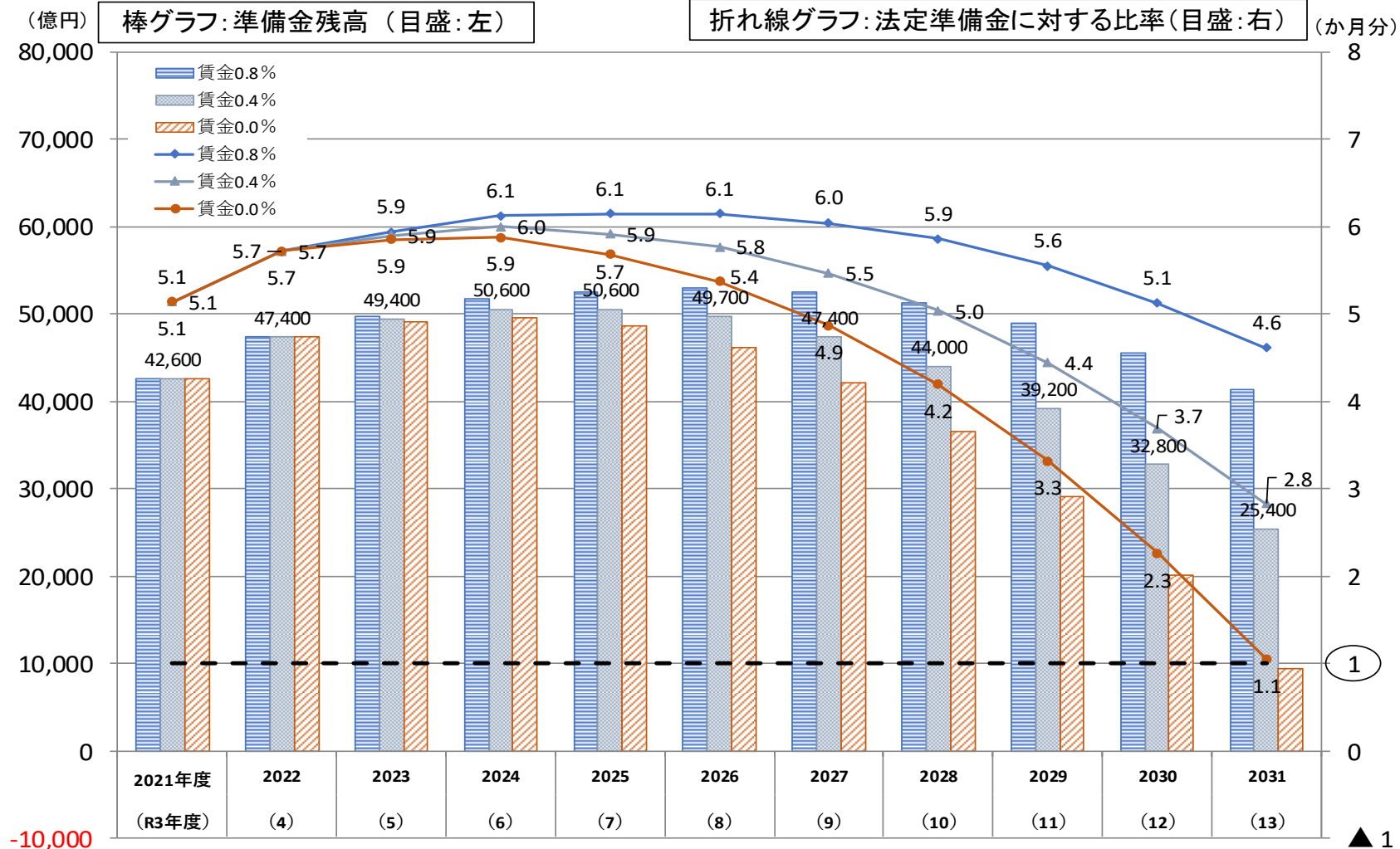
75歳未満	2.0%
75歳以上（後期高齢者支援金の推計に使用）	0.4%

※現金給付は、給付の性格に応じ、
被保険者数・総報酬額の見通しを使用

平均保険料率 10%を維持した場合の準備金残高

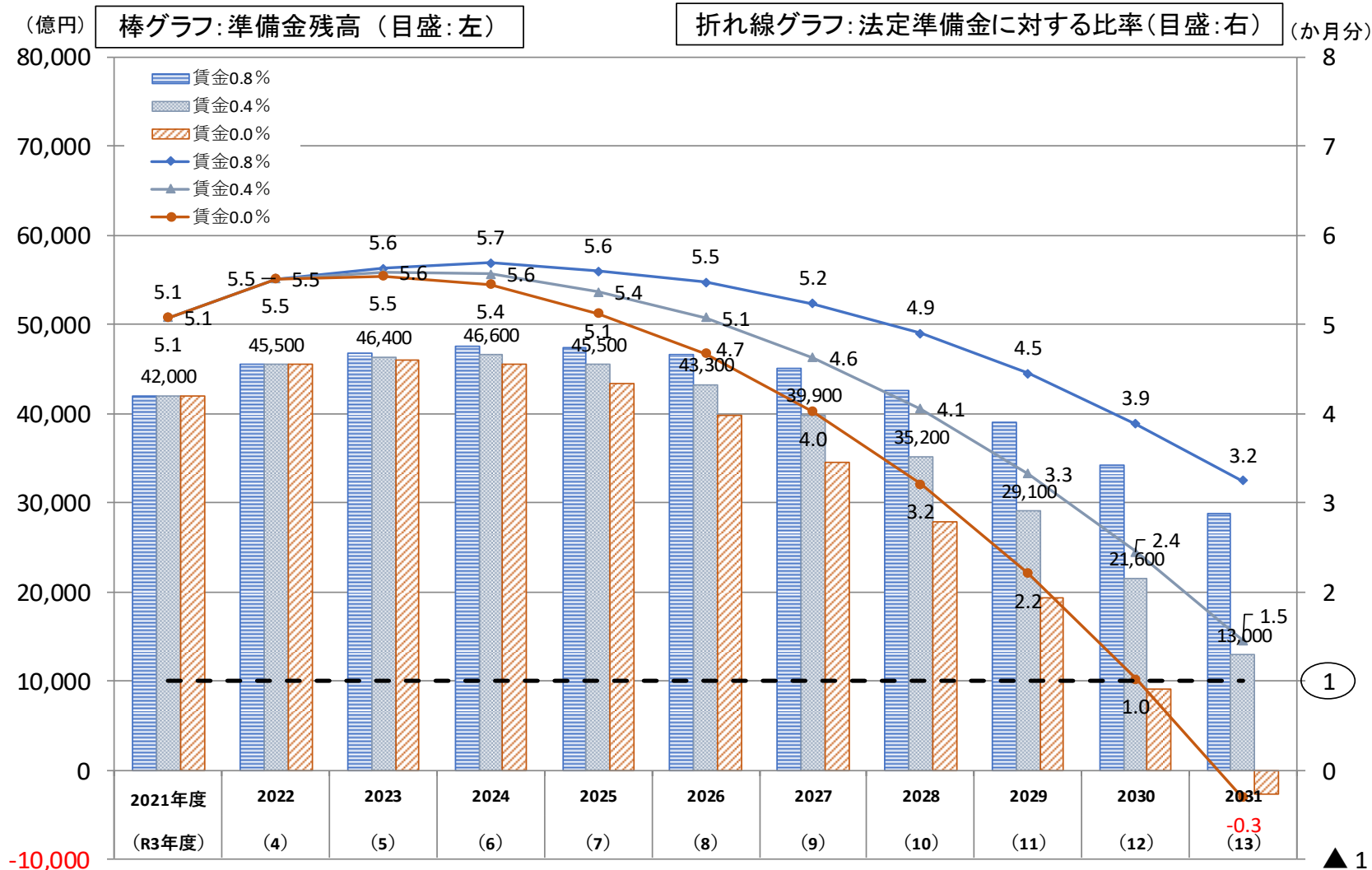
5年収支見通しと同様の前提において、平均保険料率を10%で維持した場合について、今後10年間の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。

ケースⅠ



平均保険料率 10%を維持した場合の準備金残高

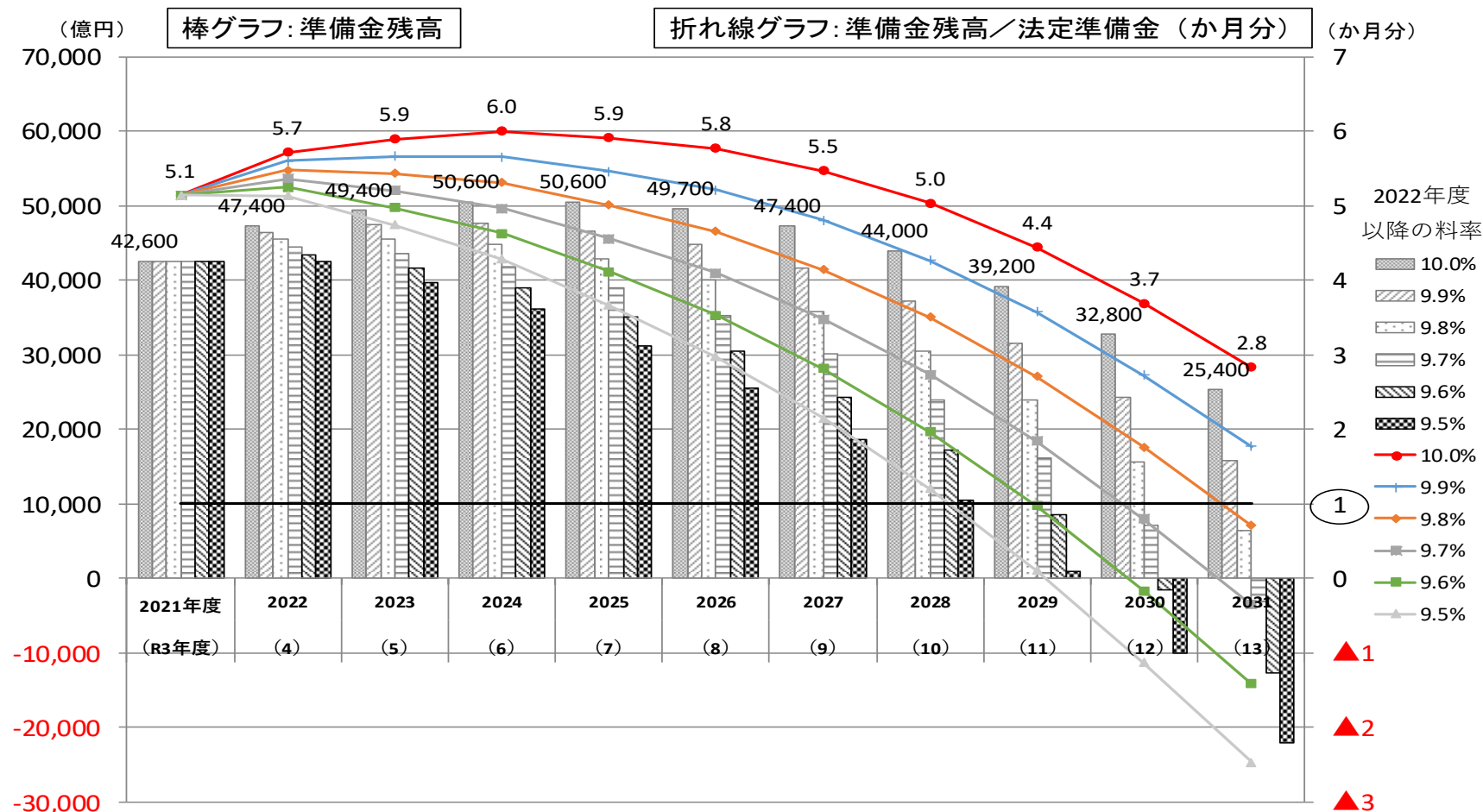
ケースⅡ



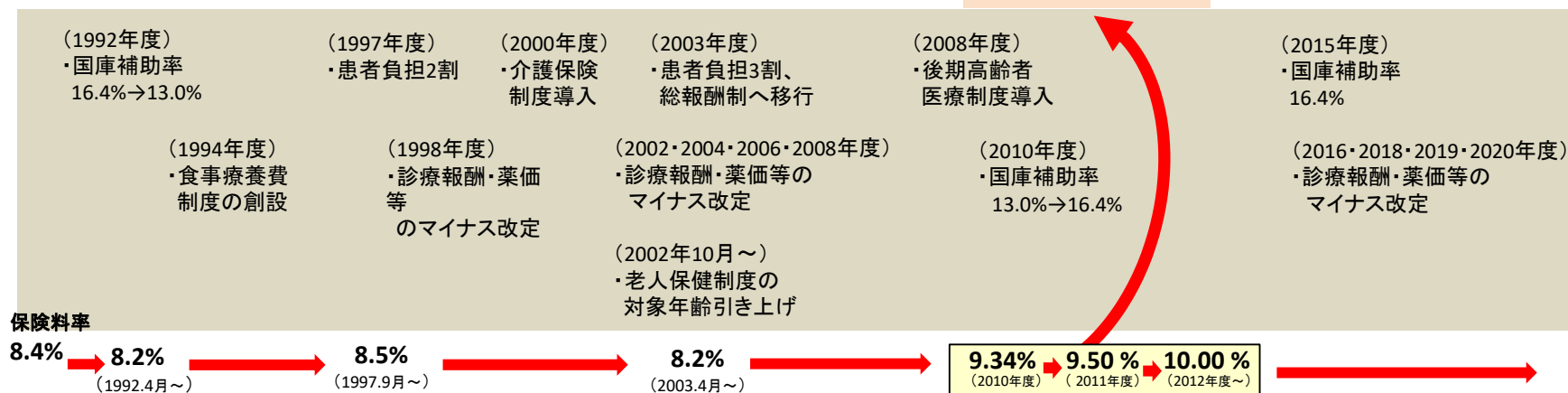
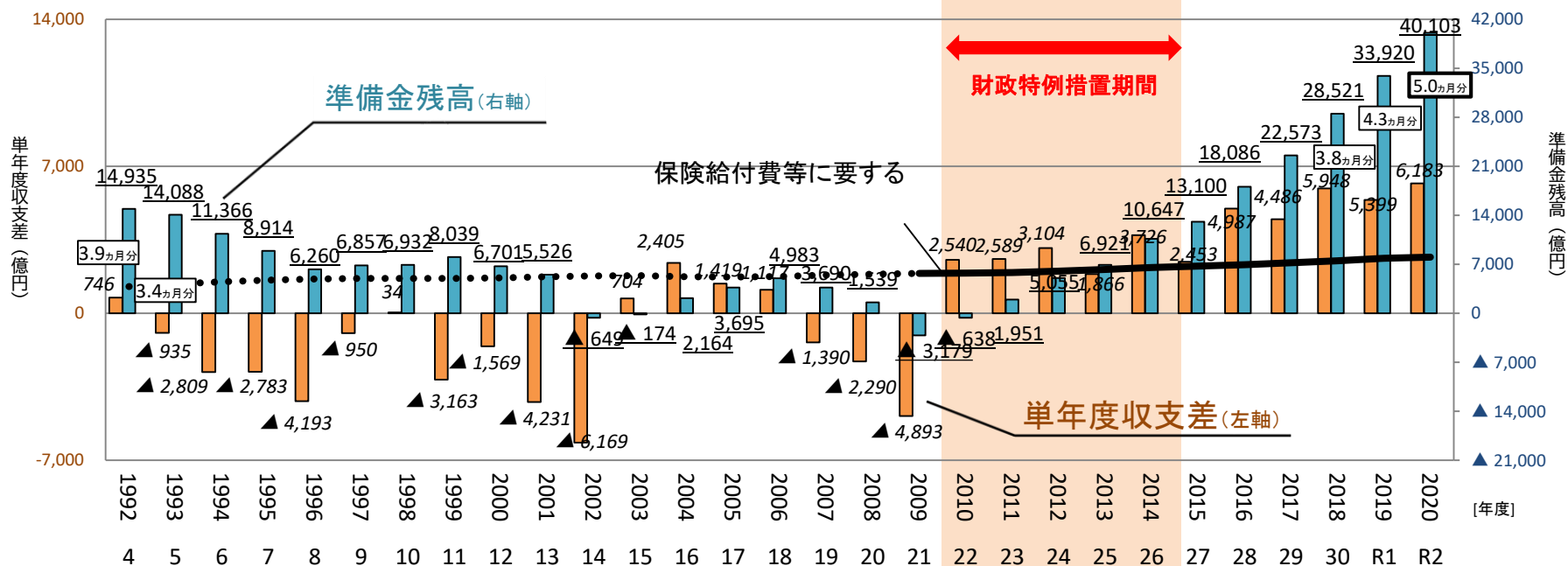
それぞれの平均保険料率における準備金残高

5年収支見通しと同様の前提において、ケースⅠ・パターンB（賃金上昇率0.4%）における令和4年度以降の平均保険料率を10%～9.5%でそれぞれ維持した場合について、今後10年間の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況の係るごく粗い試算を行った。

ケースⅠ・パターンB（賃金上昇率0.4%）



単年度収支差と準備金残高等の推移 (協会会計と国の特別会計との合算ベース)

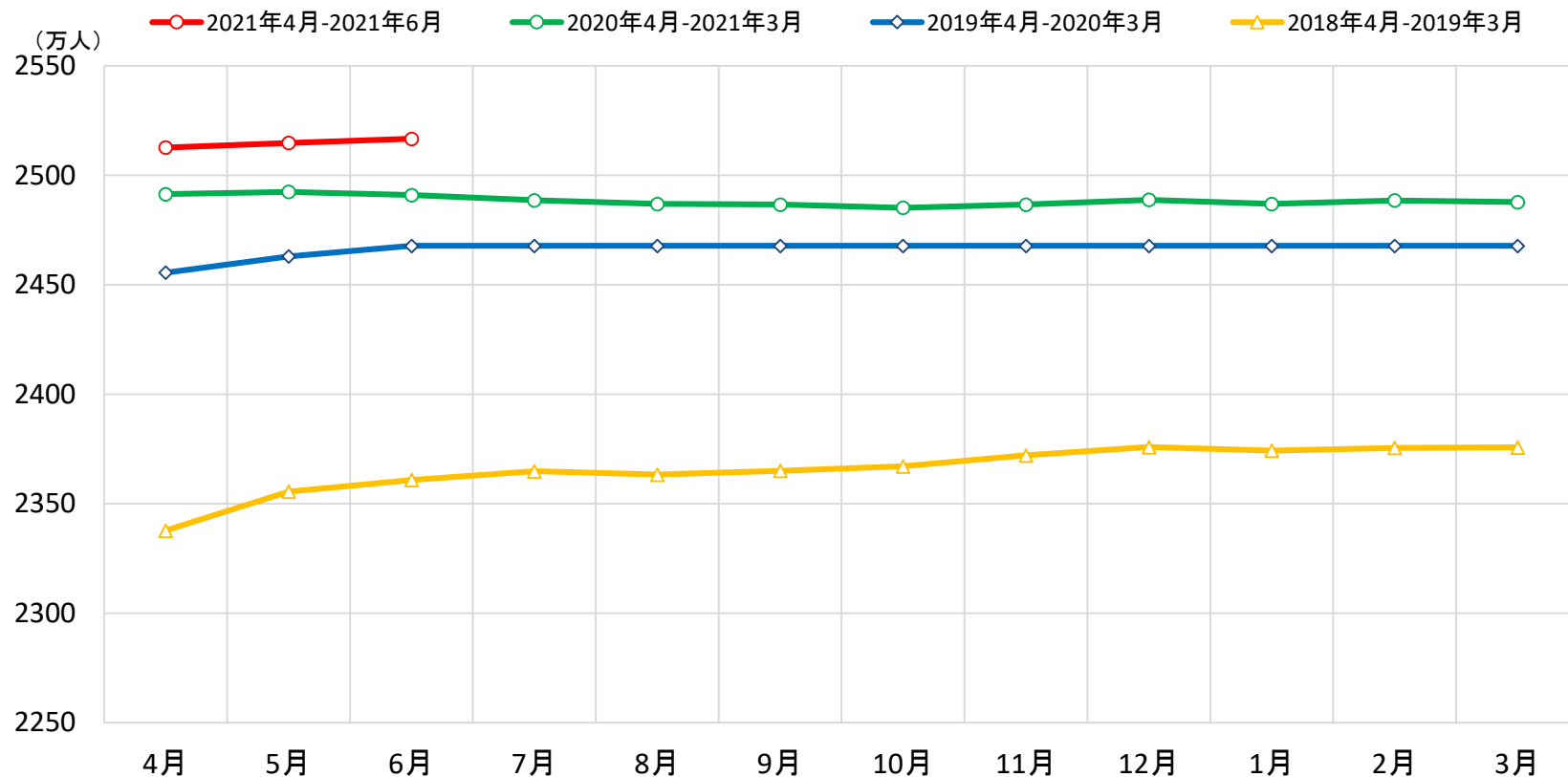


(注) 1. 1996年度、1997年度、1999年度、2001年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
 2. 2009年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
 3. 協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1ヵ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている。(健康保険法160条の2)

協会けんぽの被保険者数の動向

被保険者数の対前年同月比は2020（令和2）年4月から鈍化している。

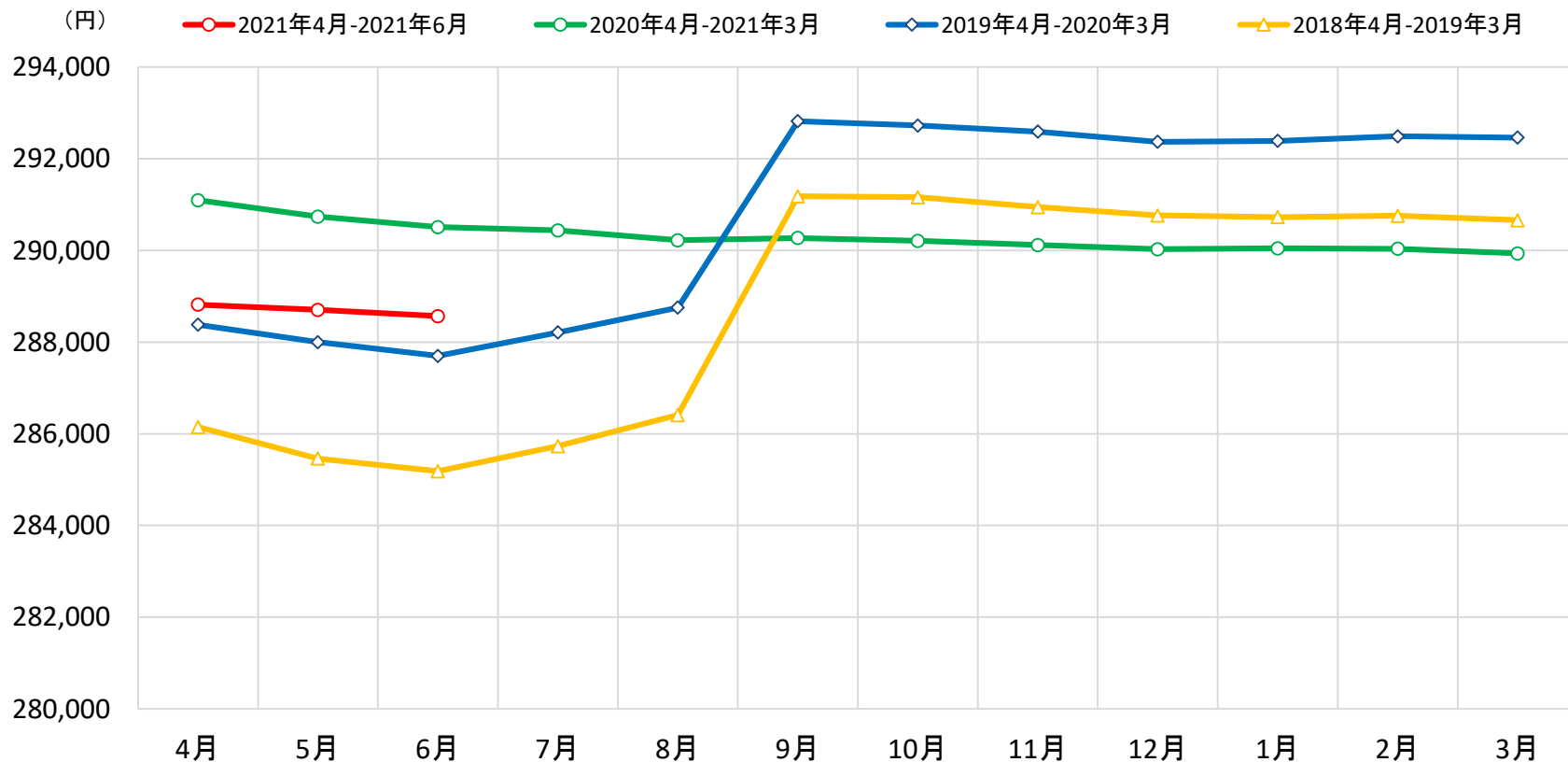
被保険者数の推移



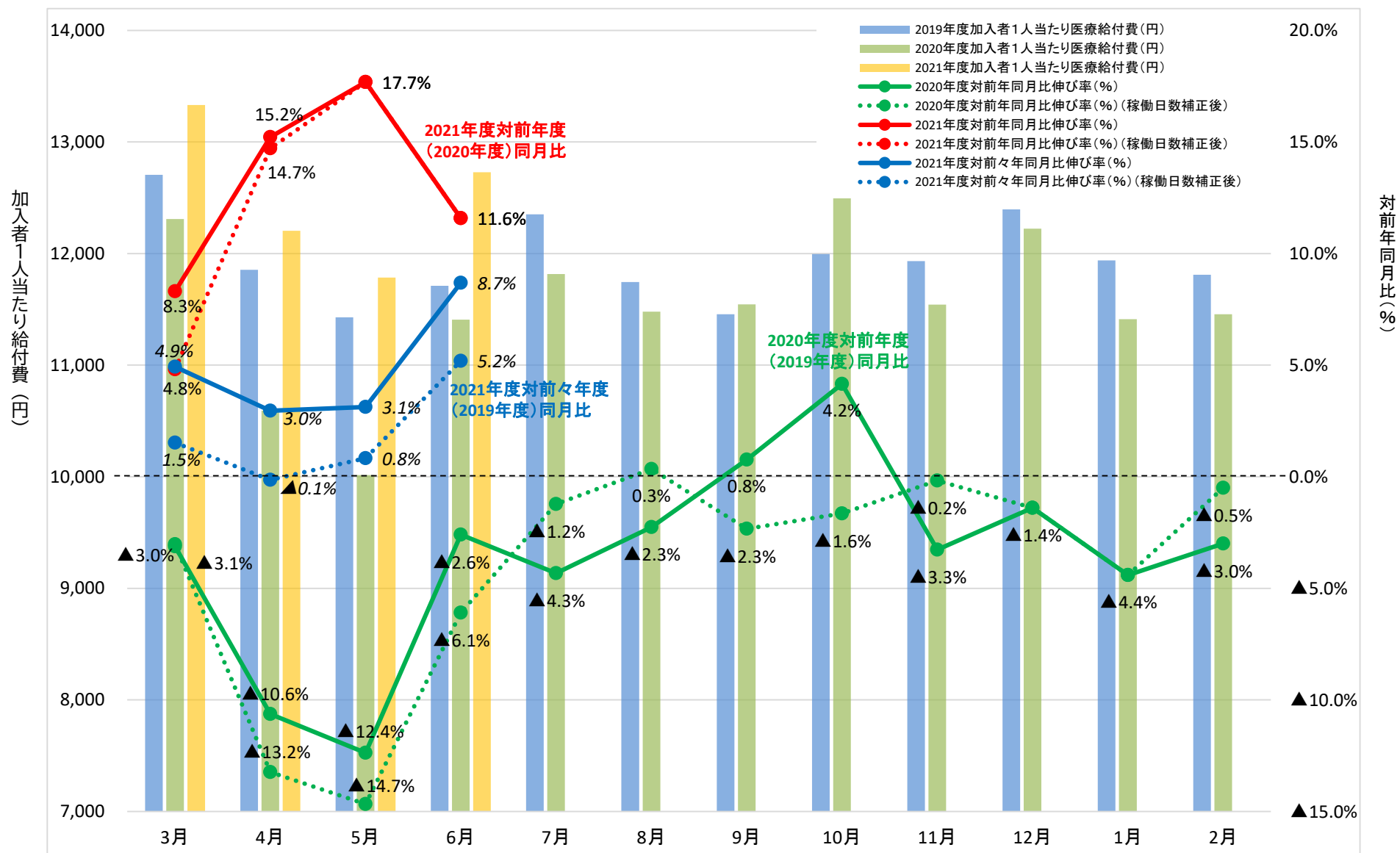
協会けんぽの平均標準報酬月額の動向

平均標準報酬月額は、2020（令和2）年度は緩やかに減少している。2020年9月以降、平均標準報酬月額の対前年同月比はマイナスとなっており、2021（令和3）年6月時点でも同様の傾向が続いている。

平均標準報酬月額の推移

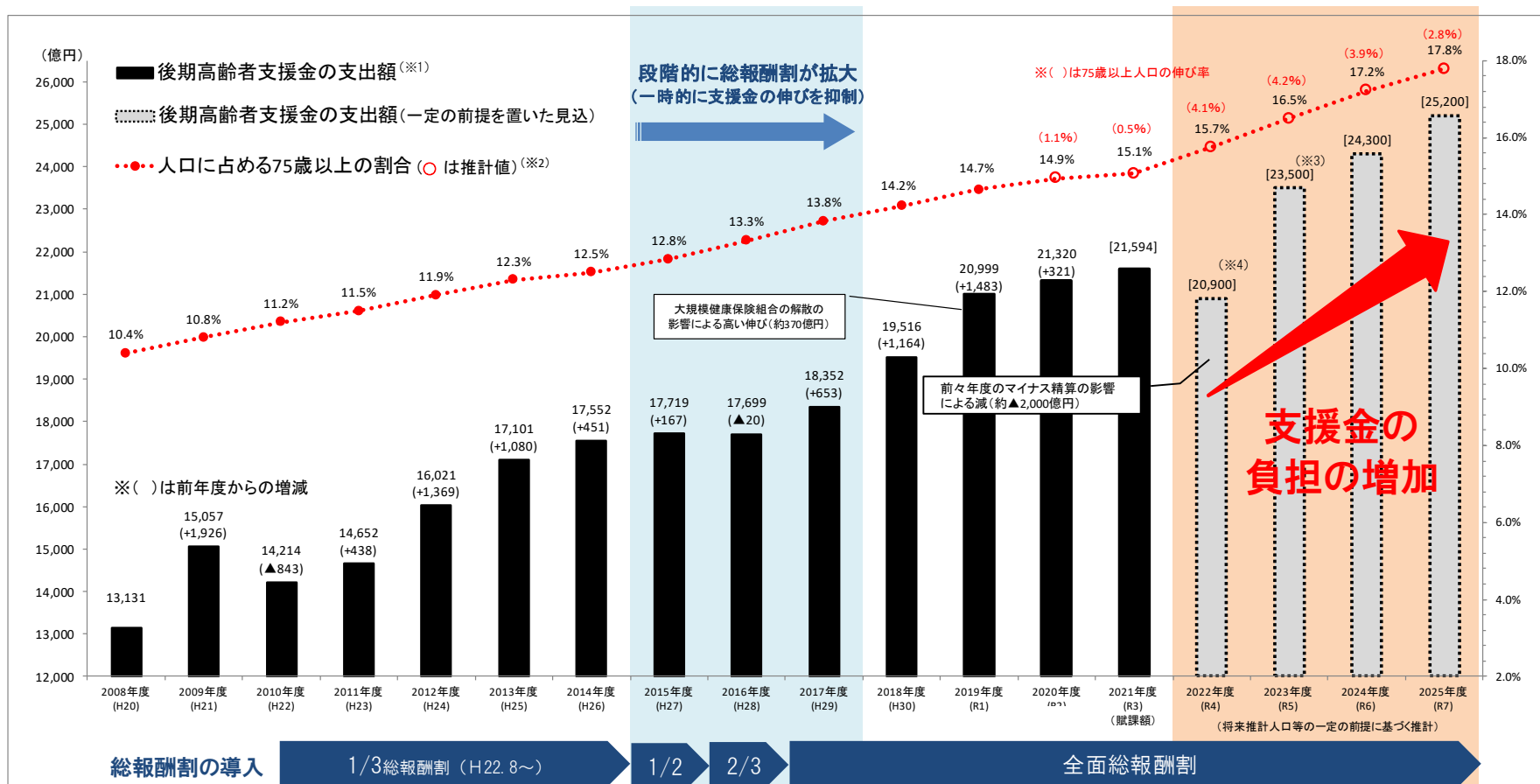


協会けんぽの加入者一人当たり医療給付費と 対前年同月比伸び率の推移



協会けんぽの後期高齢者支援金の推移

近年、後期高齢者支援金は、総報酬割の拡大等により一時的に伸びが抑制されていたが、2022年以降は、団塊の世代が75歳以上になり始めるため、大幅な増加が見込まれている。



(※1) 後期高齢者支援金については、当該年度の支出額(当該年度の概算分と2年度前の精算分、事務費の合計額)である。

(※2) 人口に占める75歳以上の割合については、2019年度以前の実績は「高齢社会白書」(内閣府)、2020年度以降の推計値は「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所、2017年推計)による。

(※3) 一定所得以上の後期高齢者の医療費窓口負担の2割への引き上げについては、2022年度後半に施行されることとされているが、具体的な時期が未定のため、2023年度以降の推計値から影響を考慮している。

(※4) 2022年度以降の推計値は、百億円まるめで記載している。